

船舶インシデント調査報告書

平成28年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年8月2日 04時45分ごろ
発生場所	北海道函館市立待岬南方沖 渡島住吉港東防波堤灯台から真方位170° 1.6海里付近 （概位 北緯41°43.6′ 東経140°43.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート裕神丸は、南進中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年8月7日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 裕神丸、5トン未満（長さ7.02m）
船舶番号、船舶所有者等	202-9348北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、機関を全速力前進に掛け、約15ノットの対地速力で航行中、スロットルレバーを戻しても機関の回転が下がらなくなったので、イグニッションキーにより機関を止め、再度機関を始動させたところ、スロットルの操作と無関係に機関の回転が最大まで上がるようになった。</p> <p>本船は、船長が、再度機関を止め、プラグの点検、清掃等を行った後始動を試みたが、機関が始動しなくなった。</p> <p>本船の販売業者は、本インシデント後、スロットルレバーの動作確認、機関部の開放等各種点検を行ったものの、機関は正常な動作を示し、機関故障の原因を特定することはできなかった。</p>
分析	本船は、機関のスロットルに不具合が生じたことから、機関の運転ができなくなったものと考えられるが、スロットルに不具合が生じた状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、機関のスロットルに不具合が生じたため、機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。